

歯科医師法施行令の一部を改正する政令案に関する御意見募集の結果について

令和5年6月2日
厚生労働省医政局歯科保健課

標記について、令和5年4月6日から令和5年5月5日まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を次のとおり御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

No.	御意見	御意見に対する考え方
1	改正内容の「医療安全等の観点から、処方箋の交付」というのが、共用試験に通った学生がやっていいことなのか、だめなことなのか、どちらでしょうか。	本政令では、処方箋の交付は、大学において歯学を専攻する学生であって、臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものが行うことのできないものと規定しております。